

市第 103 号議案 横浜市附属機関設置条例の一部改正について
 (横浜市入札等監視委員会関係部分)

1 改正内容

横浜市入札等監視委員会の担当事務のうち、「政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理に関する事務」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する国際約束の対象となる調達についての苦情の処理に関する事務」に改めます。

○横浜市附属機関設置条例（別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）抜粋）

現 行				改正案			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	(省 略)			市長	(省 略)		
	横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに <u>政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理に関する事務</u>	5 人以内		横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに <u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する国際約束の対象となる調達についての苦情の処理に関する事務</u>	5 人以内
	(省 略)				(省 略)		

2 改正理由

横浜市入札等監視委員会の担当事務のひとつとして、「政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理に関する事務」があります。

これに関連して、「1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」（いわゆる WTO 政府調達協定）が「2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達協定を改正する議定書」によって改正され、平成 26 年 4 月 16 日に日本において効力を生じました。また、このことに伴い、WTO 政府調達協定の対象となる調達に関して地方自治法施行令の特例を定めた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が改正され、同政令の適用を受ける調達は、当初の WTO 政府調達協定及び改正後の WTO 政府調達協定その他の国際約束の対象となる調達とされました。

これを受け、横浜市入札等監視委員会の担当事務を明確にするため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正します。

3 施行日

公布の日

【参考】地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抜粋）
（平成 26 年 3 月 12 日改正、同年 4 月 16 日施行）

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第一条 この政令は、<u>1994 年 4 月 15 日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）</u>を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち協定の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この政令は、<u>1994 年 4 月 15 日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）</u>、<u>2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）</u>その他の<u>国際約束</u>を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</p>